

第●条（身元引受人）

1 身元引受人は、次の各号の責任を負う。

- ① 利用者が疾病等により医療機関に入通院する場合、入通院手続が円滑に進行するように協力すること。
- ② 利用者が入所中に必要とする物品の準備、提供に協力すること。
- ③ 事業者が利用者の退所が必要であると判断した場合、利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に協力すること。
- ④ 利用者との入所契約終了の場合、利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に協力すると共に、事業者から契約終了の連絡をした日から2週間以内に（事業者がやむを得ない理由があると判断した場合に限り、期限の延期を認めることがある。）残置物を全て引き取ること。
- ⑤ 利用者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置をとること。
- ⑥ 本契約書の第●条所定の連帯保証人としての責任を負うこと。
- ⑦ その他、利用者に関して、事業者が必要と判断する協力を行うこと。

2 前項の第4号に関し、身元引受人が所定の期限内に残置物を引き取らない場合には、身元引受人は事業者の判断に基づき残置物を処分することに異議を述べず、処分費用を負担することに同意する。万が一、残置物の処分に関し、第三者との間で問題や紛争が発生した場合、身元引受人は自己の費用と責任において解決することを約束する。